

京都市消防局訓令甲第 4 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第14条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「原則として」に改め、同条第3項中「が履行されたときは、その履行状況を確認し」を「のうち、停止又は制限を課す命令について、命令事項の一部が履行されたこと等により、当該命令を解除する要件が満たされたと認める場合は」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(署長以外の消防吏員による命令)

第14条の2 署長以外の消防吏員は、関係者等に対して法第3条第1項又は第5条の3第1項に規定する措置をとらせる必要があると認めるときは、命令を行うものとする。

2 前項の命令は、命令書(第2号様式の2)を関係者等に対して直接交付し行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認めるときは、署長以外の消防吏員は、口頭で命令することができる。この場合にあっては、原則として事後速やかに同命令書を発行するものとする。

3 第1項に規定する命令の解除については、前条第3項の規定を準用する。

4 前項の規定による命令の解除は、必要に応じ命令解除通知書を交付することによ

り行うものとする。

5 第2項に規定する命令書を交付する場合は、関係者等に対し、同命令書の受領欄に記入を求めるものとする。

第16条中「行った場合」の右に「又は第4条第3項に規定する報告を受けた場合」を加える。

第18条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び第19条第1項中「第14条」の右に「又は第14条の2」を加える。

第21条に次の1項を加える。

4 署長以外の消防吏員が第14条の2第2項に規定する命令書を発行する場合は、前2項の規定を準用する。

第23条各号列記以外の部分中「署長」の右に「又は署長以外の消防吏員」を加え、「一に」を「いずれかに」に改める。

第24条第1項中「前条」の右に「(第14条の2を除く。)」を加える。

第27条第2項中「行ったとき」の右に「又は第4条第3項に規定する報告を受けたとき」を加える。

第1号様式中「命令又は告発をする」を「法律に基づく措置をとる」に、
「1 警
2 履

告事項
を「警告事項」に改める。
行期限」

第2号様式の次に次の1様式を加える。

命 令 書

住所	年 月 日
氏名	様
命令者	京都市 消防署 (消防局 部 課) 消防 氏名

行っている行為
所有している物件
管理している物件
占有している物件
関係者である防火対象物に存置されている物件

火災の予防に危険である
 は、消火、避難その他の消防の活動に支障になる
火災の予防に危険であり、かつ、消火、避難
 その他の消防の活動に支障になる

と認めるので、消防法 第3条第1項
第5条の3第1項 の規定に基づき次のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法 第41条第1項第1号
第44条第1号 の規定により処罰されることが
 あります。

命令日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
------	-------	--	-----

行為場所又は 物件所在地	
-----------------	--

命 令 事 項	消防法第3条第1項又は 第5条の3第1項	命令の理由となる事実及び命令する措置
	第1号 <input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> たき火 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	<input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 制限 <input type="checkbox"/> 消火準備
	第2号 <input type="checkbox"/> 残火 <input type="checkbox"/> 取灰 <input type="checkbox"/> 火粉	<input type="checkbox"/> 始末
	第3号 <input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> その他の処理
	第4号 <input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件	<input type="checkbox"/> 整理 <input type="checkbox"/> 除去
履行期限	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 即時	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分

教 示	この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して <input type="checkbox"/> 30日 <input type="checkbox"/> 60日 以内に京都市消防署長 (消防局長) に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。
-----	---

備考 該当するは、レ印が記入してあります。

受領書・命令書控

住所	年 月 日
氏名	様
命令者	京都市 消防署 (消防局 部 課) 消防 氏名

行っている行為
所有している物件
管理している物件
占有している物件
関係者である防火対象物に存置されている物件

火災の予防に危険である
消火、避難その他の消防の活動に支障になる
火災の予防に危険であり、かつ、消火、避難その他の消防の活動に支障になる

あなたが
 と認めるので、消防法 第3条第1項 第5条の3第1項 の規定に基づき次のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法 第41条第1項第1号 第44条第1号 の規定により処罰されることがあります。

命令日時 年 月 日 午前 午後 時 分

行為場所又は物件所在地

命令事項	消防法第3条第1項又は第5条の3第1項	命令の理由となる事実及び命令する措置
	第1号 <input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> たき火 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	<input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 制限 <input type="checkbox"/> 消火準備
	第2号 <input type="checkbox"/> 残火 <input type="checkbox"/> 取灰 <input type="checkbox"/> 火粉	<input type="checkbox"/> 始末
	第3号 <input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> その他の処理
	第4号 <input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件	<input type="checkbox"/> 整理 <input type="checkbox"/> 除去
履行期限	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分 <input type="checkbox"/> 即時	

教 示
 この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して 30日 60日 以内に京都市消防署長(消防局長)に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

年 月 日 この命令書を確認に受領しました。

受領欄	受領者	住所	氏名	(記名押印又は署名)
			電話番号	(印)

第3号様式中「京都市 消防署長 [印]」を「(京都市 消防署長) ⑨ ([印])」
に、「年 月 日付け」を「年 月 日付け (」に、「による」を「による)」
に改める。

第5号様式中「本職が」を削り、「年 月 日付け」を「年 月 日付け (」
に、「をもって」を「) 命令書をもって」に改める。

第5号様式の2中「(年 月 日 」を「(年 月

「1 防火対象物名

日京都市 消防署指令」に、 2 特例認定年月日・番号 を

3 特例認定の取消しの理由となる事実」

「1 防火対象物の表示

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 用 途

に改める。

2 特例認定の取消しの理由となる事実」

第8号様式中「年 月 日付け」を「年 月 日付け (」に、「京都市達消
第 号)」の右に「) 命令書」を加える。

第16号様式中「京都市 消防署長」を「(京都市 消防署長)」に、「発消 第
号」を「(発消 第 号」に、「, 京都市達消 第 号による」を「(京都市達
第 号) による)」に改め、「命令書」の右に「, 特例認定取消書」を加える。

附 則

この訓令は平成16年5月1日から施行する。

(消防局予防部予防課)